

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

平成27年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者資格管理、保険料の賦課・徴収及び収納、受給管理、保険給付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、介護保険法及び美馬市介護保険条例並びに行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務で使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理事務 住民基本台帳や届出等により、被保険者の資格取得・変更・喪失の決定及び管理を行う。 2. 保険料関係事務 所得情報に基づき、被保険者の保険料賦課・徴収及び収納等を行う。 3. 受給管理関係事務 被保険者の要介護(要支援)認定及び認定情報等の管理を行う。 4. 給付実績関係事務 被保険者の給付実績管理を行う。 5. 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号の利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 <p>※当市において、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 伝送通信ソフト <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する。 データについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

【業務ファイル】

被保険者台帳情報ファイル

賦課情報ファイル

収滞納情報ファイル

受給者情報ファイル

給付情報ファイル

【伝送通信ファイル】

受給者情報異動連絡票ファイル

受給者情報訂正連絡票ファイル

※伝送通信ソフトで使用するファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表第一68の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令((平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号。以下、「別表第一省令」という。)) ・別表第一省令第50条第1項各号及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(95の項)</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課
②所属長	長寿・障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課高齢介護保険担当 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5605

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I. 関連情報 1. ②事務の概要	<p>「介護保険法」の規定に従い、介護保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。</p> <p>②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。</p> <p>③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。</p> <p>④徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。</p> <p>⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑥認定状況の把握のため、認定情報を管理する。</p> <p>⑦被保険者の給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。</p>	<p>介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び収納、受給管理、保険給付に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、介護保険法及び美馬市介護保険条例並びに行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務で使用する。</p> <p>1. 資格管理事務 住民基本台帳や届出等により、被保険者の資格取得・変更・喪失の決定及び管理を行う。</p> <p>2. 保険料関係事務 所得情報に基づき、被保険者の保険料賦課・徴収及び収納等を行う。</p> <p>3. 受給管理関係事務 被保険者の要介護（要支援）認定及び認定情報等の管理を行う。</p> <p>4. 給付実績関係事務 被保険者の給付実績管理を行う。</p>	事後	評価書の見直し
平成29年3月3日	I. 関連情報 1. ②事務の概要		<p>5. 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号の利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>※当市において、「保険者事務共同処理業務」を国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。</p>	事前	指針となる介護保険最新情報（Vol.573）が送付されたため（平成28年11月30日付）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I. 関連情報 1. ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用する。 データについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	指針となる介護保険最新情報 (Vol.573) が送付されたため (平成28年11月30日付)
平成29年3月3日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険料管理ファイル	【業務ファイル】 被保険者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 収滞納情報ファイル 受給者情報ファイル 給付情報ファイル 【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送通信ソフトで使用するファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	指針となる介護保険最新情報 (Vol.573) が送付されたため (平成28年11月30日付)
平成29年3月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表第一68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令((平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号。以下、「別表第一省令」という。) ・別表第一省令第50条第1項各号及び第2項	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 【別表第二における情報の提供の根拠】第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(項番1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117)	・番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117の項)	事後	評価書の見直し
平成29年3月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律百十条において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(95の項)	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】第三欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(項番42.56の2.61.62.93.94)	【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)	事後	評価書の見直し
平成29年3月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	評価書の見直し
平成29年3月3日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	評価書の見直し